



熊本県公報

第 1 2 2 2 5 号
平成 25 年 6 月 25 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… (//) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (//) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 八代港港湾施設の概要…………… (港湾課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 3
- 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱…………… (監理課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 5
- 道路の区域変更…………… (//) 5
- 道路の区域変更…………… (//) 5
- 道路の区域変更…………… (//) 6
- 道路の区域変更…………… (//) 6
- 平成 24 年度下期熊本県病院事業業務状況…………… (障がい者支援課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 13
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 14

告 示

熊本県告示第 6 3 6 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
 平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション ポピー 玉名郡長洲町大字清源寺 3 9 3 番 地 1 高木アパート 6 号室	株式会社 F K オフィス	平成 2 5 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 3 7 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
 平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション ポピー 玉名郡長洲町大字清源寺 3 9 3 番 地 1 高木アパート 6 号室	株式会社 F K オフィス	平成 2 5 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 3 8 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援

事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ティー・シー・エス八代営業所 八代市田中北町 7 号 1 番	株式会社ティー・シー・エス	平成 2 5 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 3 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション悠優かしま 上益城郡嘉島町上仲間 1 5 1 番地 1	社会福祉法人千寿会	平成 2 5 年 6 月 1 7 日

熊本県告示第 6 4 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション悠優かしま 上益城郡嘉島町上仲間 1 5 1 番地 1	社会福祉法人千寿会	平成 2 5 年 6 月 1 7 日

熊本県告示第 6 4 1 号

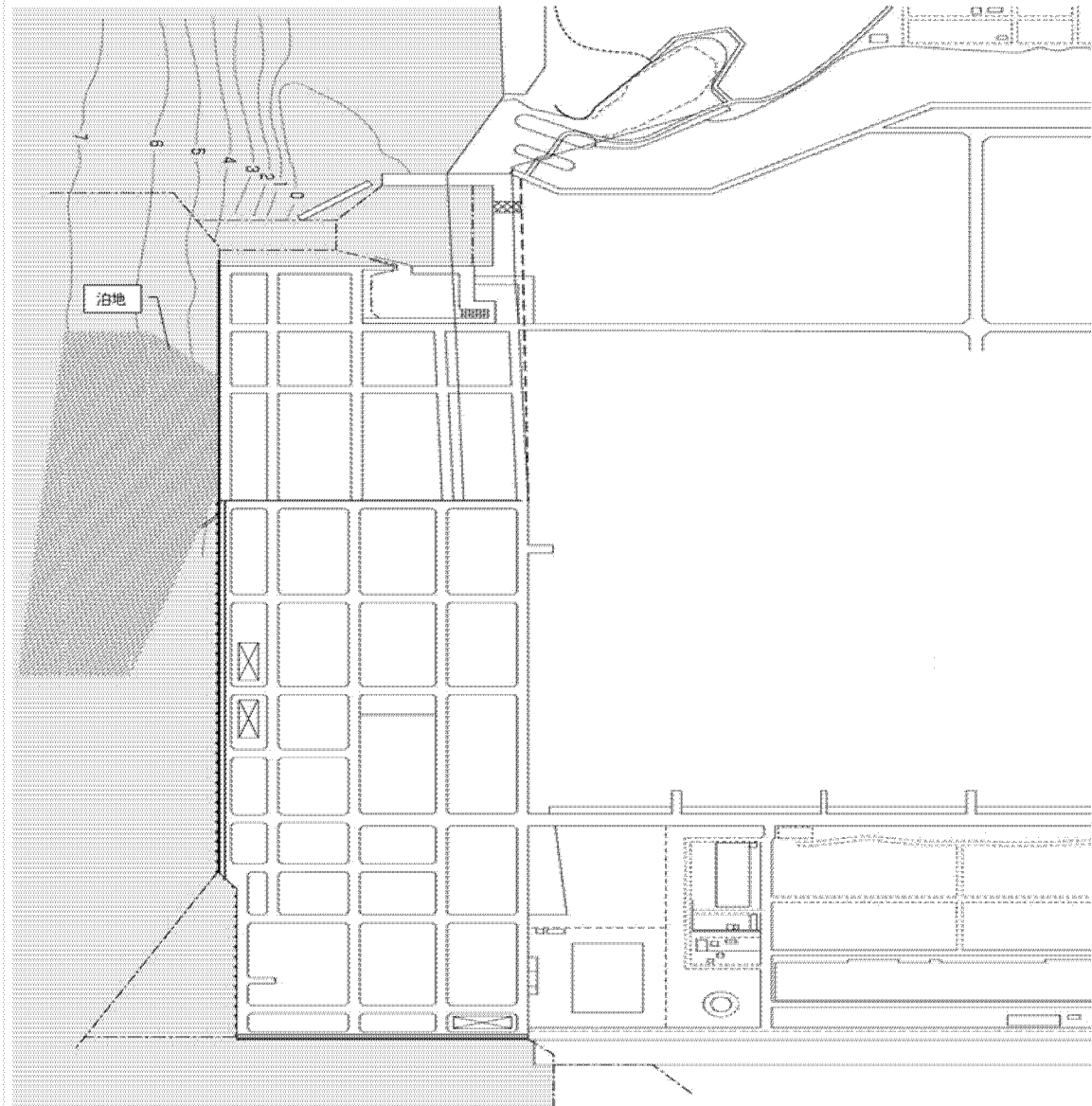
港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 4 条において準用する同法第 1 2 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。
平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 八代港
- 2 所 在 八代市新港町地先
- 3 概 要

種 類	数 量	能 力
泊 地	面積 3 1 0 , 6 3 3 平方メートル	水深 1 4 メートル

- 4 位置図



熊本県告示第 6 4 2 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 5 年 6 月 1 7 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	夜の義母 中出しを誘う尻（オーピー） 発情おねだり 夜ごとの快樂（新東宝） 熟妻と愛人 絶妙すげべ舌（オーピー） 痴漢電車 エッチが大好き（新東宝） うずいてほてる未亡人（新東宝） 淫蕩告白 兄嫁の濡れた午後（オーピー） 巨乳理髪店 乱れ揉みくちゃ（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 6 4 3 号

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱
熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成 1 5 年熊本県告示第 2 2 1 号）の一部を
次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。
2 平成 2 5 年 6 月 2 5 日から平成 2 6 年 4 月 3 0 日までの間における第 2 条第 2 項の規
定の適用については、「別表」とあるのは、「附則第 2 項の表」とする。

工 事 種 類 規 模 別 等 級 表

工事の種類	等級	工事の請負対象金額	
土木一式工事	A 1	7, 0 0 0 万円以上	
	A 2	1, 5 0 0 万円以上	7, 0 0 0 万円未満
	B	3 0 0 万円以上	1, 5 0 0 万円未満
	C	3 0 0 万円未満	
建築一式工事	A 1	1 億 2, 0 0 0 万円以上	
	A 2	5, 0 0 0 万円以上	1 億 2, 0 0 0 万円未満
	B	2, 5 0 0 万円以上	5, 0 0 0 万円未満
	C	1, 0 0 0 万円以上	2, 5 0 0 万円未満
	D	1, 0 0 0 万円未満	
ほ装、電気及 び管工事	A	1, 0 0 0 万円以上	
	B	3 0 0 万円以上	1, 0 0 0 万円未満
	C	3 0 0 万円未満	

附 則
この要綱は、平成 2 5 年 6 月 2 5 日から施行する。

熊本県告示第 6 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の
区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 6 月 2 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保
全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	福連木都 呂呂線	天草郡苓北町都呂呂字古里 1 0 7 8 番 1 地先から 同所 1 1 3 9 番 5 地先まで	前	3. 0 ～ 7. 7	171. 4	防安交
			後	9. 6 ～ 17. 2	171. 4	
		天草郡苓北町都呂呂字中ノ田 6 2 番 2 地先から 同所 6 3 番 6 地先まで	前	7. 4 ～ 12. 9	19. 6	
			後	9. 5 ～ 17. 3	19. 6	

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県告示第 6 4 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の
区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 6 月 2 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保
全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	新合高浜 港線	天草市河浦町河浦字大迫 1 8 5 7 番 1 地先から 天草市河浦町河浦字葛河内 3 4 3 番 3 地先まで	前	4.7 ～ 11.1	476.0	防安交
			後	8.0 ～ 16.7	477.0	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 6 月 25 日

熊本県告示第 6 4 6 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 6 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 6 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深 線	天草市河浦町宮野河内字古巢 1 3 2 番 1 番地先から 天草市河浦町宮野河内字住吉 3 9 0 番地先まで	前	9.0 ～ 34.7	197.8	防災安全改築 (改築に伴う 拡幅)
			後	9.4 ～ 39.0	220.2	
		天草市河浦町宮野河内字住吉 同所 3 9 7 番 1 番地先から 4 1 8 番 1 番地先まで	前	5.7 ～ 33.5	354.1	
			後	9.7 ～ 73.6	319.5	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 6 月 25 日

熊本県告示第 6 4 7 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 6 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 6 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	皆越免田 線	球磨郡あさぎり町上北字久保 ノ上 4 4 6 番 3 地先から 球磨郡あさぎり町上北字久保 2 4 3 番 4 地先まで	前	4.3 ～ 10.6	213.0	
			後	7.4 ～ 52.2	213.0	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 6 月 25 日

熊本県告示第 6 4 8 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年6月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大津西合志線	合志市幾久富字桜山 1568番3番地先から 同所 1610番1番地先まで	前	9.1 ～ 13.6	155.4	
			後	10.9 ～ 13.6	155.4	

2 区域を変更する期日 平成25年6月25日

熊本県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年6月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣出水線	水俣市長崎字木折 22番3地先から 同所 22番3地先まで	前	6.2 ～ 9.1	50.0	災害防除
			後	8.4 ～ 22.2	50.0	

2 区域を変更する期日 平成25年6月25日

熊本県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年6月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	高森波野線	阿蘇郡高森町大字河原字仁田水 44番1地先から 同所 45番2地先まで	前	6.0 ～ 6.0	37.0	災害復旧
			後	6.0 ～ 9.9	37.0	

2 区域を変更する期日 平成25年6月25日

公 告

熊本県公告第367号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成24年度下期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 2 5 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 4 年度下期 熊本県病院事業業務状況説明書

熊本県病院事業の平成 2 4 年度下期（平成 2 4 年 1 0 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

常勤医師の不足のため、新規外来患者の受診を一部抑制するとともに、200床中50床を休止している。

このような状況の中、今期の外来患者は、延人数13,158人、1日平均91.4人で、前年度同期と比較すると、延人数では348人、1日平均では1.7人の減となっている。

また、入院患者は、延人数21,515人、1日平均118.2人、病床利用率78.8パーセント（病床利用率の算定に当たっては、平成20年4月以降、稼働病床150床を基礎としている。）で、前年度同期と比較すると、延人数では445人、1日平均では3.1人、病床利用率では2.0ポイントの増となっている。

なお、平成21年10月と平成23年1月に新規外来患者の受診抑制を段階的に解除しており、今期の新規外来患者数は212人で、前年度同期と比較すると35人増加しており、入院患者の増につながった。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

(単位：人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延人数	2,357	2,304	2,202	2,113	2,026	2,156	13,158
1日平均	90.7	96.0	95.7	91.9	88.1	86.2	91.4

② 入院患者の状況

(単位：人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
定床	150	150	150	150	150	150	
延人数	3,706	3,367	3,442	3,567	3,414	4,019	21,515
1日平均	119.5	112.2	111.0	115.1	121.9	129.6	118.2
利用率	79.7%	74.8%	74.0%	76.7%	81.3%	86.4%	78.8%

③ 入退院調

(単位：人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院者数	31	21	23	27	33	22	157
退院者数	32	28	19	24	17	33	153
月末患者数	113	106	110	113	129	118	

④ 外来患者病名別調 (延人数：患者それぞれの外来通院日数の合計数) (単位：人)

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症		1,229	1,199	1,193	1,123	1,073	1,147	6,964
そううつ病		529	492	455	474	449	483	2,882
脳器質性	認知症							
	アルツ型	6	7	6	7	7	7	40
	脳血管性	6	7	6	6	7	7	39
	その他	5	6	2	5	3	5	26
その他		72	88	77	80	77	87	481
依存症	アルコール	76	86	62	66	52	66	408
	覚醒剤	19	21	28	31	33	38	170
	その他	24	23	27	19	18	17	128
その他の精神病		73	58	47	53	50	59	340
精神遅滞						1	1	2
人格障害		3	1	3				7
神経症		254	206	220	190	200	179	1,249
てんかん		14	11	14	14	13	14	80
その他		47	99	62	45	43	46	342
合計		2,357	2,304	2,202	2,113	2,026	2,156	13,158

⑤ 入院患者病名別調 (延人数：患者それぞれの入院日数の合計数) (単位：人)

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症		2,753	2,552	2,703	2,833	2,639	3,056	16,536
そううつ病		498	414	350	310	259	431	2,262
脳器質性	認知症							
	アルツ型							
	脳血管性							
	その他						28	28
その他		71	75	62	62	54	31	355
依存症	アルコール	290	249	235	243	285	300	1,602
	覚醒剤		17	31	14	42	42	146
	その他	9			15	28	30	82
その他の精神病		52	30	59	90	107	74	412
精神遅滞								
人格障害								
神経症		3	30	2			27	62
てんかん								
その他		30						30
合計		3,706	3,367	3,442	3,567	3,414	4,019	21,515

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H24. 3. 31現在	H25. 3. 31現在
医 師	5	5
医 療 技 術 職 員	9	9
看 護 師	52	57
准 看 護 師	1	1
事 務 職 員	14	15
技 能 労 務 職 員	1	1
計	82	88

(注) 特別職である事業管理者 1 人を除く。

2 経理の状況

(1) 損益計算書（平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）

(単位：円)

医業収益	394,809,662	
医業費用	768,774,666	
当期営業損失		373,965,004
医業外収益	364,762,628	
医業外費用	47,781,533	
当期経常損失		56,983,909

(2) 平成24年度決算の状況

① 損益計算書

(単位：円)

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1	医業収益			
	(1) 入院収益	629,221,596		
	(2) 外来収益	152,259,726		
	(3) その他医業収益	<u>4,380,470</u>	785,861,792	
2	医業費用			
	(1) 給与費	929,604,617		
	(2) 材料費	74,559,403		
	(3) 経費	239,661,883		
	(4) 減価償却費	149,074,391		
	(5) 資産減耗費	457,966		
	(6) 研究研修費	<u>4,826,792</u>	<u>1,398,185,052</u>	
	営業損失			612,323,260
3	医業外収益			
	(1) 受取利息	3,678,406		
	(2) 一般会計負担金	721,955,000		
	(3) その他医業外収益	<u>4,485,912</u>	730,119,318	
4	医業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	96,903,812		
	(2) 雑損失	<u>0</u>	<u>96,903,812</u>	<u>633,215,506</u>
	経常利益			20,892,246
5	特別利益	<u>0</u>	<u>0</u>	
6	特別損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	当年度純利益			20,892,246
	前年度繰越欠損金			780,200,039
	当年度未処理欠損金			<u><u>759,307,793</u></u>

② 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年3月31日)

		資 産 の 部		
1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地		283,278,583	
ロ	建物	5,086,256,647		
	減価償却累計額	<u>1,806,978,173</u>	3,279,278,474	
ハ	構築物	522,230,400		
	減価償却累計額	<u>321,852,369</u>	200,378,031	
ニ	器械備品	359,828,183		
	減価償却累計額	<u>284,952,694</u>	74,875,489	
ホ	車輛	18,043,050		
	減価償却累計額	<u>16,923,270</u>	1,119,780	
ヘ	建設仮勘定		0	
	有形固定資産合計			3,838,930,357
(2)	無形固定資産			
イ	電話加入権		240,832	
	無形固定資産合計			<u>240,832</u>
	固定資産合計			3,839,171,189
2	流動資産			
(1)	現金預金		2,083,286,834	
(2)	未収金		128,575,863	
(3)	貯蔵品		3,648,366	
(4)	その他流動資産		0	
	流動資産合計			<u>2,215,511,063</u>
	資産合計			<u><u>6,054,682,252</u></u>
			負 債 の 部	
3	固定負債			
(1)	退職給与引当金		281,374,275	
(2)	修繕引当金		146,502,798	
	固定負債合計			427,877,073
4	流動負債			
(1)	未払金		86,710,966	
(2)	預り金		5,529,131	
(3)	その他流動負債		0	
	流動負債合計			<u>92,240,097</u>
	負債合計			520,117,170
			資 本 の 部	
5	資本金			
(1)	自己資本金		2,089,986,924	
(2)	借入資本金			
イ	企業債	<u>3,167,139,813</u>		
	借入資本金合計		<u>3,167,139,813</u>	
	資本金合計			5,257,126,737
6	剰余金			
(1)	資本剰余金			
イ	受贈財産評価額	155,049,830		
ロ	補助金	384,417,000		
ハ	その他資本剰余金	<u>325,260,000</u>		
	資本剰余金合計		864,726,830	
(2)	利益剰余金			
イ	減債積立金	172,019,308		
ロ	当年度未処理欠損金	<u>759,307,793</u>		
	利益剰余金合計		<u>△587,288,485</u>	
	剰余金合計			<u>277,438,345</u>
	資本合計			<u>5,534,565,082</u>
	負債資本合計			<u><u>6,054,682,252</u></u>

③ 剰 余 金 計 算 書

(平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)

(単位 円)

	資 本 金		剰 余 金							資本合計
	自 己 資本金	借 入 資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			
			受贈財産 評価額	補助金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	減 債 積立金	未処理 欠損金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	2,089,986,924	3,351,031,193	155,049,830	384,417,000	325,260,000	864,726,830	172,019,308	△ 780,200,039	△ 608,180,731	5,697,564,216
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	3,351,031,193	155,049,830	384,417,000	325,260,000	864,726,830	172,019,308	(繰越欠損金) △ 780,200,039	△ 608,180,731	5,697,564,216
当年度変動額	0	△ 183,891,380	0	0	0	0	0	20,892,246	20,892,246	△ 162,999,134
企業債の償還	0	△ 183,891,380	0	0	0	0	0	0	0	△ 183,891,380
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	20,892,246	20,892,246	20,892,246
当年度末残高	2,089,986,924	3,167,139,813	155,049,830	384,417,000	325,260,000	864,726,830	172,019,308	(当年度未処理欠損金) △ 759,307,793	△ 587,288,485	5,534,565,082

④ 欠 損 金 処 理 計 算 書

(単位 円)

	資本金		資本剰余金	未処理欠損金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	2,089,986,924	3,167,139,813	864,726,830	△ 759,307,793
議会の議決による処分額	0	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	3,167,139,813	864,726,830	(繰越欠損金) △ 759,307,793

3 平成 25 年度の経営方針

県立病院としての使命及び役割を果たしながら、医業費用の削減に取り組むとともに、医業収益の確保のために、病床利用率の向上等を目指し、全員参加の経営により、安定した経営基盤を持つ病院づくりに努める。

また、限られた人材で医療の質を確保し向上させていくため、職員一人ひとりが自己研鑽に努め、お互いの専門性と役割を尊重し、チーム医療を徹底するとともに、医療の安全管理に努めながら、患者様の権利を擁護し、患者様との相互協力による質の高い医療を実現する。

4 平成 25 年度当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数	150床		
入院患者	44,895人	(1日平均	123人)
外来患者	32,340人	(1日平均	110人)

(注)平成20年4月1日から200床中50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定

(単位：千円)

病院事業収益	1,623,495	医業収益	838,851
		医業外収益	784,644
病院事業費用	1,613,639	医業費用	1,522,028
		医業外費用	91,561
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

(単位：千円)

資本的収入	0	一般会計負担金	0
資本的支出	226,552	建設改良費	37,217
		企業債償還金	189,335

熊本県公告第368号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字安永字馬水迫1843番5
248.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字惣領1057番地
平井 礼子

熊本県公告第369号

上益城郡甲佐町に事務所を置く船津土地改良区理事長仲原勝良から平成25年6月6日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年6月17日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成25年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第370号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成25年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス津久礼店
菊池郡菊陽町第二土地区画整理事業地内26街区1番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年1月11日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,986平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 83台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
No.1 店舗東側 21台
No.2 建物敷地東側 4台 合計25台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 56平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北側及び西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成25年6月14日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局総務振興課
平成25年6月25日から平成25年10月25日まで